

令和5年12月14日  
独立行政法人国立文化財機構

## 見積書、納品書または工事・役務の完了を確認する書類、請求書への押印省略について (お知らせ)

当機構に提出いただく見積書、納品書または工事・役務の完了を確認する書類及び請求書について、下記のとおり運用とすることとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 押印を省略できる書類

見積書、納品書または工事・役務の完了を確認する書類、請求書

(注) 1. 見積書、納品書または工事・役務の完了を確認する書類については、押印は不要です。請求書は、押印の代わりに2の記載事項が必要となります。

2. 押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。

3. 押印した書類についても今までどおり受け付けます。

#### 2 押印省略時の記載事項

請求書の押印を省略する場合は、真正性担保のため、当該書類において、次ページ記載例のとおり必ず「発行責任者及び担当者」の所属・氏名・連絡先電話番号を記載してください。記載がない場合は、押印の省略ができませんので、御注意ください。

(注) 1. 個人の場合は、屋号(ある場合のみ)、氏名及び連絡先電話番号を記載願います。

2. 確認のため記載連絡先に必要に応じてこちらから連絡させていただく場合があります。

#### 3 押印を省略した書類の提出方法

・押印を省略した納品書または工事・役務の完了を確認する書類及び請求書については、郵送の他、PDF形式のファイルをEメールに添付して提出することが可能です。

・文字等が不鮮明なものについては、受理できない場合があります。

・「発行責任者及び担当者」の所属・氏名・連絡先電話番号は、メール本文ではなく、必ず請求書中に記載してください。

#### 4 本件取扱開始日

令和6年1月1日以降に発行される書類から適用とします。

